平成16年4月22日、東京地方裁判所において、国土交通大臣（関東地方整備局長）及び日本道路公団を起業者とする圏央道（あきる野IC～青梅IC間）に係る土地収用法上の事業認定取消訴訟の判決があった。

【事業経緯】

平成元年3月　都市計画決定（東京・埼玉都県境～国道20号）　L=22.5km

⇩ 平成4年2月 用地買収着手　平成7年3月工事着手

現　在　・あきる野IC付近の**80mを残し概成**。

⇒ あきる野IC～日の出IC：延長約2.0km　事業費約700億円
用地進捗率：約98（100※）％　工事進捗率：約96%
（※既に買収は全て完了）

・一部地権者の協力が得られず、**事業進捗が図れない**状況。

・地権者等6名（全体約600名）、貸借人121名が事業反対。
・平成5年度から、延べ**約1,300回以上に及ぶ交渉**でも協力得られず。
・**既に3年以上も開通が遅れている**。（平成12年度→平成16年度）
⇒地権者等4名が今年2月までに自主撤去

・本年4月12日に残る地権者4名(相続により2名→4名)は、同年5月9日に引き渡す旨の引渡書を東京都に提出、土地明け渡しの作業に着手している。

【参考1】事業推進の声

・全ての沿線都県知事、沿線市町村長、沿線市町村議会、あきる野市内自治会が促進要望。
・沿線市町村議員の約9割や市民団体（6団体：計10万人）が促進アピール。

【参考2】 開通の遅れによる損失（八王子JCT～日の出IC）

・周辺の一般国道等の渋滞緩和効果を勘案すると、開通の遅れによる損失は既に約1，000億円
・今後も開通が1日遅れるごとに約1億円の損失